



マイナンバーの記入をお忘れなく！

■平成29年1月以後の申告等にマイナンバーの記載が必要な手続きについて

社会保障・税番号制度によるマイナンバー（個人番号または法人番号）の利用が平成28年1月から開始され、法定調書並びに申告等関係書類の提出においてマイナンバーを記入しての提出が必要となります。

マイナンバーは、個人には個人番号（12ケタ）で、法人には法人番号（13ケタ）がそれぞれ付番されており、申告書等に記載する際は、通知カードなどをご確認の上、記入漏れのないようお願いいたします。

提出にあたっては、マイナンバーの記入とともに各種提出書類等に押印が必要な書類につきましては、**必ず押印**して下さい。

なお、事業者（主）の皆さまにつきましては、各種法定調書等の提出にあたって法人番号の記載とともに従業員の方のマイナンバーの記載が必要となる書類もありますので、番号の記入漏れや番号の記載間違い等無いよう、十分にご確認をお願いいたします。また従業員の控除対象配偶者及び扶養親族につきましても番号記載が必要ですので、併せてお願いいたします。

何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

■給与支払報告書をご提出される場合について

今回の給与支払報告書（平成29年度（平成28年分））をご提出いただく際、事業所のマイナンバーを確認するため事業所の番号確認書類とご持参いただく方の本人確認書類が必要となりますので、ご提出の際に下記の書類を必ずご持参ください^{※1}。（郵送でご提出いただく場合は写しを添付し送付してください）

○事業所が法人の場合

事業所の法人指定番号通知書

○事業所が個人事業主の場合

事業主の個人番号カード^{※2} + 提出いただく方の身分証明書^{※3}

※1：給与支払報告書にご記載いただいた従業員様のマイナンバー確認書類は不要です。提出時に確認させていただくのは、給与支払者である事業所のマイナンバーですのでご注意ください。

※2：個人番号カードがない場合は、事業主のマイナンバー通知カード + 事業主の身分証明書でも可。

※3：身分証明書とは、運転免許証、パスポート、健康保険証等、その他官公署及び公的機関が発行・通知した書類など。

◆給与支払報告書等の記載例及び様式等は別府市ホームページで確認できます。

別府市ホームページ (<http://www.city.beppu.oita.jp/>)